

## 国立大学法人会計基準等の改訂について(案)

## 1. 国立大学法人会計基準等の主な改訂内容

## 1. 共同研究の取扱い

財務諸表上、「共同研究」については「受託研究等」として表示され、内数となっているが、昨今の共同研究の重要性の高まりを受けて、外数として表示することとするもの

(条文)

【第 15】固定負債、【第 16】流動負債、【第 54】負債の表示項目、【第 56】貸借対照表の様式、【第 62】収益の表示項目、【第 63】損益計算書の様式、【第 66】キャッシュ・フロー計算書の様式、【第 74】国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式

## 2. 引当金戻入益の取扱い

現状、損益計算書の様式においては、臨時利益のみに引当金戻入益を例示しているが、注解 41 の規定の内容に踏まえて、経常収益にも当該科目を設けることとするもの

〔 <注解 41>臨時損益に属する項目であっても、金額の僅少なものは、経常損益計算に含めることができる 〕

(条文)

【第 63】損益計算書の様式

## 3. 機会費用計算の注記

現状、「目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減損損失累計額」や「目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額」の取扱いに関して明記していないため、これを規定こととするもの

(条文)

【第 75】注記事項

## 4. 産業競争力強化法第 22 条に基づく出資に関する注記

現状、投資事業有限責任組合の情報開示については特段の規定をしていないが、平成 27 事業年度において初めて組合が組成されたことから、その開示について検討するもの

(条文)

【第 77】注記、<注解 55>産業競争力強化法第 22 条に基づく出資に関する注記

## 5. 国又は地方公共団体からの委託費の扱い

損益計算書における「国又は地方公共団体からの受託による収益」と「他の主体からの受

託による収益」との区分表示を廃止することとするもの

(条文)

【第 83】教育研究の実施等による収益の会計処理、〈注解 62〉国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて

#### 6. 連結財務諸表の注記

「重要な後発事象」及び「産業競争力強化法第 22 条に基づく出資事業に関する事項」を追記するもの

(条文)

【第 124】連結財務諸表の注記

## 2. 適用時期

改訂後の会計基準及び注解は、それぞれ以下のとおり適用する。

### ■ 平成 27 事業年度から適用

2. 引当金戻入益の取扱い
3. 機会費用計算の注記
4. 産業競争力強化法第 22 条に基づく出資に関する注記
6. 連結財務諸表の注記

### ■ 平成 28 事業年度から適用

1. 共同研究の取扱い
5. 国又は地方公共団体からの委託費の扱い